

- 森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
会派からの申し入れ事項等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 議会日程の見直しについて**
- 森田委員長 まず、会派からの申し入れ事項の協議の前に、議会日程の見直しについて、議長から御提案がある。
桑名議長、どうぞ。
- 桑名議長 皆様方に、1つ御提案をさせていただきたい。議会日程の見直しについてということである。これは、職員の働き方改革なども含めての考え方であるが、議会中の日曜日及び祝日の翌日を、今まではそのまま質問日としていた。そうすると、執行部の職員の皆様方は日曜、祝日も出てこなければならず、休まるときもないので、日曜、祝日の翌日は休会として、その次の日から質問日とするという御提案である。
また、この問題については、令和2年2月定例会から、休日の翌日が質問日になっているのを休会にさせていただきたいとの提案であるが、御協議いただきたいと思う。
- 森田委員長 ただいま、議長から御提案があった。
それでは、議会日程について、日曜日及び祝日の翌日は質問日とせず休会とするよう見直すことについて、御協議願う。
- 坂本委員 日程はつかずに、説明だけか。
- 桑名議長 まずは、日曜日及び祝日の翌日は質問日とせずに休会日とする。具体的などころは、その都度日程を見て、閉会日までに次の日程を決めていくということになると思う。基本的な考え方をお決めいただければということである。
- 坂本委員 基本的には、うちの会派ではそういうことで見直すということについては了承しているが、月曜日を休会日にした場合に、日程的に議案審査日が短縮されたりとか、そういうふうなこともあったりする。そういう意味では、先ほど言ったように、全体の日程を都度都度見ながら判断せざるを得ない部分はあるのではないかと思う。
- 森田委員長 提案の趣旨も、そういうことだね。
- 桑名議長 はい。
- 森田委員長 ほかに、御意見はないか。
- 米田委員 できるだけ残業を減らす、働き方を改善することは大事なので、それで一応いいと思うが、例えば日程上、木曜日、金曜日から質問が始まると、月曜日あるいは祝日の次の日に続く。その場合は休会になって、途中の議案精査日となるが、どういう扱いになるか。最初から前週の木・金に質問日がなくて、始まりが火曜日とか水曜日からならわかるが。

R1.10.10PM 議会運営委員会

- 森田委員長 基本、質問日は月曜日からはじめない、日曜日に仕事をするようになるから。休み明けから1日おいて、火曜日から。
- 米田委員 前週の金曜日からはじめたときに、議案精査日はどうなるか。
- 森田委員長 月曜日に、再び議案精査をすることになる。
- 米田委員 それと、執行部が、例えば議会対策によってどれくらい軽減できるのか、例えば残業時間、そういうことも含めて全体の枠の中で説明してもらわないと。時間外労働で、11億円くらい年間支払いをしていますよね。そのことも含めて削減をしていくということだから、全体の時間外労働の中でどれほどの位置を占めているのか。
その他、知事も答弁で言っていたように、残業をなくそうということで頑張っているわけだから、そこの見通しも含めて、どんなふうに働く人の改革、改善をしていけているのか。きょうでなくて構わないので。ここだけ休んだら、大分減るからみたいな。
- 君塚総務部長 例えば、ことしの2月定例会でみると、3月2日、3日の土日を挟んでの質問戦となっている。その前後、日曜日でいくと2月24日であれば、これは管理職は把握できていないが、管理職以外の職員で170名ほどが残業に出てきている。これは、質問精査に関係なく通常の間外と思われる。また、3月3日の翌週3月10日の日曜日は160名、大体このくらいが通常の間外と思われる。
質問戦の前日の3月3日は知事との答弁のすり合わせをしているが、このときは260名ほどが出てきているので、管理職以外だけで大体100名くらいが出てきている。ただ、知事との答弁のすり合わせなので、答弁作業は管理職が中心で行っているため、実際はこれよりも数十名多い規模で職員が出勤していると考えられる。
- 森田委員長 関連して、ほかにはないか。
- 梶原委員 先ほど来の意見も踏まえて、これはあくまで議会が、執行部側に休日の負担を軽減すると、こちらの姿勢を見せるという意味でもある。全体的な効果の部分ももちろんあるだろうが、本会議が開会した後の一般質問初日までの議案精査日数はきちんと確保した上で、月曜日を休会にするということは、うちの会派としては基本的に賛同する。
- 大石委員 うちも異論はない。ぜひ、進めたらいいと思う。
- 西森副委員長 うちも異議なし。
- 森田委員長 それでは、議会日程については、日曜日及び祝日の翌日は原則として質問日とせず休会とするよう見直し、令和2年2月定例会から実施することで御異議ないか。

(異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
なお、具体的な議会日程については、従来どおり直前の定例会の閉会日の議運で

案をお示しし、決定については招集告示後の議運で諮るということで、御了承願う。

(了 承)

桑名議長

議長から執行部に。土日をあまり使わないように議会もしたので、皆さん方も職員にこのことを徹底していただくことをお願いしたいと思う。そうは言っても、何人かの人たちは出てこなくてはいけないかもしれないが、今回の決定を受けて成果を出せるようにしていただきたいというのが願いであるので、要望しておく。

森田委員長

それでは、執行部においては、今回のこの措置の趣旨を十分に酌み取っていただき、職員の働き方改革に一層取り組んでいただくよう要請しておく。

2. 常任委員会のインターネット中継について

森田委員長

次に、会派からの申し入れ事項についてである。

前回、9月13日の議運では、各項目についての各会派の御意見をお伺いした上で、必要な追加調査を行いながら、引き続き協議していくこととしていた。本日は、事務局に追加調査の説明をさせた上で、各項目について、引き続き協議を行いたいと思う。

まず、常任委員会のインターネット中継についてである。この件については、中継を導入している他県ではどのような効果が上がったのか、また中継を導入するに当たって、委員会の運営方法の見直しを行ったのかについて調査をすることとしていた。

それでは、調査結果について、事務局に説明させる。

織田政策調査課長

それでは、1ページの資料1をごらん願う。常任委員会のインターネット中継に関して、調査結果を報告する。なお、一覧表にある調査結果の内容は、基本的に各県の回答文をそのまま記載している。

まず、導入後の効果を記載している。主な内容で整理すると、「開かれた議会の運営、推進に一定の効果があつたと考えている」という趣旨の回答が、三重県、兵庫県、沖縄県、長崎県、佐賀県、神奈川県の6県となっている。「委員会の審議状況に意見が寄せられることがある」が京都府。「議会に対する県民からの意見等がふえた」が鳥取県。また「議会ホームページへのアクセス件数が増加した」が奈良県となっている。東京都は、議会ホームページで実施したアンケート調査に寄せられた意見を回答していただいている。このアンケートは、中継を試行的に実施していた際に行ったものと聞いている。なお、長崎県の回答内容に「平成30年度視聴件数が1万件を超えており」とあるが、9月13日の議運での私の説明では、年間アクセス数8,500件と御報告していたので、今回の調査結果とは数字的に異なっている。数字の違いを詳しく確認できていないが、一定の目安ということで御理解いただければと思う。

次に、インターネット中継を導入するに当たって、見直しを行った事項についての調査結果を説明する。委員会の運営方法などの見直しは、特に行っていないという回答が9都府県となっている。見直しを行ったという回答は、鳥取県、兵庫県、長崎県の3県となっている。鳥取県は、「ホームページに委員会資料を全て掲載することにした、また委員会資料の個人情報の記載方法について見直しを行った」な

どの回答となっている。兵庫県は、「常任委員会を2日間の分割開催とし、中継回数
の拡充等を図った」。長崎県は、「委員長の開会、再開、休憩時の合図を明確に
したこと、また委員会で配付する「傍聴人の守るべき事項」に、中継に関する注意
事項を掲載した」などの回答となっている。

なお、補足説明として、各議会の委員会における質疑方法を記載している。

最後に、欄外をごらん願う。参考として、最近の他県のインターネット中継の導
入状況を記載している。これは、あくまでも事務局で把握している範囲内のもの
であるが、簡単に説明させていただく。東京都は、平成30年6月から1委員会のみ中
継を試行的に行っていたが、ことし8月から全ての常任委員会、9委員会の中継を
開始している。また、広島県は、先月9月から全ての常任委員会、6委員会の中
継を開始している。

説明は以上である。

森田委員長

事務局の説明に、何か質問はないか。

(なし)

森田委員長

それでは、調査結果を踏まえて、御協議願う。

西内(健)委員

自民党会派としては、持ち時間制であるとか、通告制にするとか、執行部の答
弁の正確性をどのように担保するかとか、そういった全体も含めて議論をしてい
かないといけないのではないかとということである。この申し入れについては、
もう少し時間をいただきながら協議をしていくということで、今回は導入に対して
は少し時間をいただきたい。

坂本委員

「今回は」というのは、どういう意味か。

梶原委員

議運であるから、委員長の許可なく、議員間で質問するというのはおかしい
のではないか。

森田委員長

私が指名する。坂本委員、どうぞ。

坂本委員

「今回は」という意味をお聞きしたい。

西内(健)委員

今回はできないということであり、次回以降ということ。

坂本委員

「今回は」というのは、この4年間の任期の間はという意味か。

梶原委員

会派内での協議について、少しだけ補足して説明をする。これまでのインター
ネットの常任委員会の中継の件について、会派内で話があったのは、議論の一部を
切り取られて強調されるリスクが全くないのかどうか。さらにはこれまで申し上
げてきたが、各委員の持ち時間の公平性をしっかりそれぞれ担保すべきだとい
う点。そして今は、その場の自由闊達な議論の中で、執行部のほうも答弁を
して、後で訂正されるという面もある。委員のほうもその訂正も含めて今答
えられることを答えてくださいということで議論しているが、そういった執行
部の答弁が引き出せていけ

るかどうか。

そういったさまざまな議論、課題がある中で、インターネットの常任委員会の中継のみをもって、この常任委員会の改革を議論すべきではないと。先ほど来のさまざまなことを含めて、全体的に常任委員会の改革をどうしていくかということこれからしていくべきであって、今回の申し入れはインターネットの常任委員会の中継のみであるから、この申し入れに対しては今は賛同できないということ。ただ、常任委員会の改革全体の話は、今後進んでいくのであれば協議をする。

坂本委員

今、各県の状況の報告があった中で、やはりこの中継が始まったことによって、議会ホームページへのアクセスが増加したり、それぞれの開かれた議会という受けとめが多く、県議会ですべて行ったり、インターネット中継することでの前進面が多くあったように思う。さらに、その際にホームページに当日の委員会の資料を全て掲載することにしたりとか、そういう鳥取県の報告などを見るにつけ、よりこのことを通じて、県民に対してさまざまな情報が公開されていることが見受けられるので、そういった意味では非常にいいのではないかなと思っている。

言われるように、常任委員会のインターネット中継だけが議論になっているからだめで、常任委員会の改革議論であれば継続してやるという、そこがちょっとよく理解できない。例えば、それならインターネット中継ということも含めて、継続した議論をこれから積み重ねて、より常任委員会の議論過程が県民にとって求められるような、委員会改革につながるような、そんな議論を議会運営委員会としてやっていくことが望ましいのではないかなと思う。

森田委員長

ほかに。

米田委員

自民党の意見もわかった。はっきりしておきたいのは、「今回は」というのは、今言ったように今年度まず意見を大体出したので、私ども会派の申し入れについては、今回はもうこれで打ち止めですと、来年度また次の年度になるかもしれないと、そういう理解でいいのか。

梶原委員

もともとが、これは県民の会と共産党からの申し入れ事項が、常任委員会のインターネット中継についての申し入れ事項についてであったので、その申し入れについては先ほど来話したようにさまざまな懸念があるし、他の改革と合わせて議論をするなら賛同できるという会派内の意見もあるので、現実的に今申し入れをされている常任委員会のインターネット中継のみについては、現在においては賛同しかねる。全体の改革の話は今後行う機会があれば、それは議論をする。

米田委員

インターネット中継は、今回4月の改選後に初めて申し入れをしたわけではなくて、この十数年近くみんなで議論をしてきて、視察も何回も行っている。大体詰まってきたら、私は思う。県民参加の議会改革の、ある意味非常に大きな部分を果たしているのだから、ぜひ、今梶原委員も言われたが、私たちが提起するというだけではなくて、自民党会派の皆さんにも、萎縮して発言できないのかとかいうことを調査してもらいたい。もともと、うちだけが提案したわけではなくて、自民党の方からこういう話も出てきて一緒にやり始めた。そういうことからすれば、ほかに出てきたらまた議論しますと、言葉は悪いかも知れないが後ろ向きな、そんなふうには聞こえてならない。議会基本条例も、自民党の方から提案されて、開かれた議会

をつくろうよということで、私たちも参加してできてきた経過がある。おそらく10年くらいたっている。そういうスタンスを踏まえて、今回これでということであればあれだが、ぜひそういう方向でしていただきたい。ずっと印象に残っているのが、高知県議会の常任委員会の活発な議論を私たちは誇りにしていると、土森元議員、大先輩を初め言っていた。それを皆さんも聞いてきたと思う。だから、萎縮した人は誰もいない。どちらかというと、本会議よりも常任委員会でのみんなの議論で、より豊かにされて審議が強まった。そこまで言っていたのに、いざインターネット中継をやろうとしたら萎縮するとか不公平だとか、そんなことはふだんやっているときは全然ない。その辺を現実を直視していただいて、やるにはどうしたらいいかということ、皆さんの会派もぜひ考えていただいて、今後真摯な検討をという要望である。

森田委員長

ほかに御意見はあるか。

大石委員

開かれた議会をつくるというのは大事なことであり、一方できょういろんな議論が出た。本来、事務局に質問したらよかったが、視聴数とかは大体わかったが、視聴している人に幅広い支持があるかどうかということも、1つのポイントかなと思う。平日の昼間に流している中で、全く同じ人がずっと見ているのか、ポイントポイントで見ている人がいるのかというのが、IDや平均の視聴時間とか、もしわかればまた今度教えてもらいたい。

もう一つは、高知県議会の委員会はすばらしい議論をしていると思うが、質が一番大事で、そういう意味で、例えばインターネットを入れたことでみんながパフォーマンスに走って、もっと質問しなければいけないと質問時間が長くなったら元も子もない。高知新聞にも議員の質問時間が載って、いかにもあれでいったら短い人が悪いみたいな議論になって、時間が長い人がいいのかといったら、これは全然別問題だと思う。そういう意味で、導入した議会で質問時間に変化がどうあったとか、資料に書いていないが、多角的に見ないとなんとも言えないと思う。継続して議論していくのであれば、そのあたりの情報があれば、事務局で調査をしてもらえたらと思う。

きょうの議論では、賛成ということ。

森田委員長

事務局は、今話を聞いて、内容の質的なものを調べる余地があるか。

織田政策調査
課長

質問の内容ということか。

大石委員

時間とかである。

織田政策調査
課長

時間は、実際に聞いてみれば。

大石委員

前回は質問したと思うが、質問する側の時間とかがふえたのか、インターネット中継を導入して方法が変わったとか、時間が伸びたのかとか。

織田政策調査

実際、録画中継をネットでやっているところがあるので、それを聞けば時間を大

課長	体把握することは可能である。
森田委員長	今、大石委員が言われたのは、汎用が広いのか、同じ人がずっと見ているのではないか。
大石委員	1点目はそうである。2点目は、質問する側が見られているからということで、もっと奮起しないとイケないと、質じゃなくて量でとにかくしゃべらないとイケないということになって、非常に質問時間が延びたり、それによって本来求めるのは質なのに、量のほうにいくというリスクがあるのかということ。
森田委員長	大石委員の意図はわかったが、そのようなことは調べられるか。
織田政策調査課長	質は難しいのではないか。
大石委員	総時間とかで出ないか。
西内(健)委員	<p>米田委員から萎縮したりとかいう話であるが、そういう意味ではなくて、自由闊達な今の雰囲気というのは、例えば委員会、多くの方々が一問一答ではなくて最初に4問、5問一気に投げかける場合もある。そういう中で、委員会の中のルールもしっかりつくった上で、この委員会の改革という協議を続けていくということも合わせてインターネット中継の話し合いにするべきではないかということである。</p> <p>今、本当に自由にやれるのが高知県議会の委員会のいいところで、やはりそうなってくると、議員一人一人が持ち時間がどれくらいとか、そういう細かいルールも決めなければいけない。そういうことも含めてやっていかないと、先ほどの大石委員じゃないが、パフォーマンスに走って質のないような話し合いになってもいけないと思うので、そこは一定のルールも含めて協議をしながら、インターネット中継も含めた委員会改革を行うべきなら、我々自民党も協議の場にはのれるのではないかと思う。</p>
米田委員	ここに出ているところは、そういうルール、不平等や不公平があってやめたわけではないので、それは十分みんなやれてきている。高知県議会が心配しなくても、やる中で改善できるので、それはやらない理由には率直に言ってならない。この都道府県を見たら、自民党の議員が圧倒的だと思う。みんな心配してやっていない。皆さんで、それぞれ会派の人にも聞いていただいて、どうすればやるかという方向で、ぜひ検討していただきたい。
坂本委員	インターネット中継と議会改革というのを切り分けて話をされていると思うが、それはセットで、例えばインターネット中継というものを導入しようとしたら、当然そのためにどういうふうなルールが必要になってくるか、場合によっては全然ルール必要ないですよという場合もあるかもしれない。インターネット中継を入れる以上、多少のこういったルールはお互い守りましょうというふうなことになるかもしれない。そこは、セットで議論したらいいわけで、もし自民党の皆さんが言うようにインターネット中継を入れなかったら、ほかにどんなことを委員会で変えたらいいというふうに使われているのか。常任委員会改革議論をしながらインターネッ

ト中継というふうに言われるが、もしインターネット中継をしないのであれば、何を常任委員会で改革したいと思っているのか。

森田委員長

それは、今回提案されているインターネット中継を導入するという話とはまた別の委員会改革の趣旨だから、テーマが全く違う。インターネット中継を導入することについての是非論をしているので、委員会改革をする話とは質が違う。ネット中継を持ち込むかどうかの話に集中するだけで、ここで議論ができるであろう。

坂本委員

そこをしているが、自民党の皆さんはネット中継の議論だけではなくて、委員会改革の問題、それをするなら継続して議論すると言われるので、なぜそんなふうに切り離さなければいけないのか。私の意見で言わせていただくと、先ほどから米田委員も言われているように、中継を導入された都道府県議会でマイナス面があったのかどうかというふうに見てみると、ここの中ではそういうのが見受けられない。むしろ、県民にとってはメリットが大きいのではないのかなと思う。私どもは県民が、公開されている議会の情報にどれだけアクセスできるのかということが大事だろうというふうに思う。そこを議論する意味で、ぜひインターネット中継について、もっと議論を継続してもらいたいと思う。議論を継続するというのは、例えばいつもの進め方でいくと、次の12月議会のときにまた議論をするというふうなことでお願いしたいと思う。

森田委員長

ほかにないか。

(なし)

森田委員長

今、事務局からもらったばかりの資料は、なかなか読み切れないと思う。これといった変化はないとか、効果については把握していないとか、まだ随分読み込む部分があるし、読み込むうちにもうちょっと議論を深める、ネット中継に限ってみても余地があるかと思う。ネット中継を導入するかどうかの話を、継続して次回に持ち越すなら、これもなお読み込んで、次回の議運に持ち込まずということで構わないか。

(織田政策調査課長、挙手)

森田委員長

織田政策調査課長、どうぞ。

織田政策調査課長

先ほどの大石委員の質問の関係で、今回他県に聞いたときに、インターネット中継導入後の効果の項目のところ、事務局がいくつか例示を挙げていた。その中の1つに、質疑のレベルがアップしたとか、そういうことも例示していたが、そういうことに関しての回答がなかったもので、そういうところの効果は見てはなかったんじゃないかと思う。

補足説明である。

大石委員

効果の例示の話が出たが、メリットとデメリット、それぞれどうかみたいな聞き方をしたのか、それとも単に効果はどうですかと聞いたのか。効果はどうですかと聞くと、一般的にはいいことしか多分書かないと思うが、そのあたりはどんな質問

	の仕方をしたのか。
織田政策調査課長	聞いたのは、メリットの部分である。
大石委員	そういう意味では、これはまずかったなというところがあるかもしれないんだっ たら、再調査をかけてもらったらい。本来は、もうちょっと拾えたらよかったの かなと思う。できる範囲で、また情報提供をお願いしたい。
森田委員長	基本的に、坂本委員も次回への継続審査をするということを前提に言えば、もう 一回大石委員の趣旨でどんな効果があったのか、どんなデメリットがあったのかと いうことを、事務局は調査をかけられたらかけていただく。時間もあるので、12月 の議運に反映できる。そんなことも調査できるか。
織田政策調査課長	インターネット中継を導入するに当たって、多分各県でメリット、デメリットを 検討した上で導入されていると思う。聞くことはやぶさかではないが、あまりデメ リットという項目では挙がってこないのではないかな。各県、事前にいろいろ議論、 整理をされた上で、インターネット中継を導入されたと思う。
梶原委員	先ほどの説明にもあったように、どこの県の事務局でも答えには限界があると思 う。事務局側が、議会の委員会の内容についてここにデメリットがというのは、な かなか答えにくい内容であると思う。その中で、議運の中でこれ調べてください、 あれ調べてくださいと言えば、かなりの作業量になる。もちろん情報提供も大事で あるし、いろんな情報に基づいて自分たちが話し合いをするのも大事だが、できたら お願いしますと言っても、事務局はわかりましたと言えば膨大な作業量が発生す るので、そこはある一定、必要最小限の事務局への負担ということでやっていただ けたらと思う。
森田委員長	西森副委員長と相談しながら、調査をかけられる範囲で調査をかけて、皆さんの 議論が深まる材料が集まれば、それを提示するというにしながら、この件につ いては結論を出さずに、次回の協議に移したいと思うが、いかがか。
	(異議なし)
森田委員長	それでは、さよう決する。
3. 傍聴機会の保障について	
森田委員長	次に、傍聴機会の保障についてである。 この件については、親子傍聴席の設置の可能性について、専門家の意見を聞くこ ととしていた。 それでは、調査の結果について、事務局に説明させる。
吉岡議事課長	親子傍聴席の設置に向けた専門家の意見をという御意見をいただいた。資料はな い。口頭で御説明する。 執行部から紹介を受けた、県庁での工事实績のある工務店の1社に御協力をいた

だき、実際に議場、傍聴席を見ていただき御意見をいただいた。工務店の話では、親子傍聴席として、ベビーベッド一つとソファが一つ入る独立した最低限のスペースを持つ部屋を設けるとすれば、最もスペースがとれる最上段東側の議席から見て左側になるが、こちらに設置するとしても横は十分余裕があるが、前の既存の傍聴席の座席との間が非常に狭くなり、十分な幅の通路がとれなくなってしまうとのことであった。ただし、これは最後部にある傍聴席1列5席を撤去すれば、なんとか通路幅を確保することはできるであろうとのことである。

しかし、別の問題として空調設備の設置にも課題があると指摘を受けた。新設する部屋は、防音のため外部と完全に遮断する必要があるため、空調設備を新設することが必要となる。そのため、空調の室内機と室外機をつなぐ配管を通さなければならないが、それには南側の外壁に穴を開け、1階までパイプを引き通す必要があるとのことである。なお、東側は柱のため、穴を開けることは不可能とのことである。別案として、天井にある既存の空調の吹き出し口の活用が考えられるそうだが、細かい調節ができないこと、逆に吹き出し口を通じて子供の声が外部に聞こえてくる可能性があるといった懸念が残るとのことである。

以上、専門家の御意見としては、既存設備そのままでは設置困難だが、傍聴席最後列1列を撤去すれば、なんとか最低限のスペースの親子傍聴席設置は可能と思われる。しかし、完全な防音を求めるとすれば、外壁に穴を開けるといった大きな工事が必要となるとのことであった。

以上である。

森田委員長

お聞きになったとおりである。
この調査結果を踏まえて、御協議願う。

大石委員

今話を聞いたら物理的にも厳しいし、この間の話では、子供さんに聞いてもらいたいというより、保護者の方が聞く環境を整備するということだったので、託児所を紹介するとか、応援できる仕組みができないかとの質問もしたが、改修についてはすっぱりとやめて、別のことで何か応援できるような環境整備をすることを議論するんだったらするということを進めていったらどうか。

森田委員長

現在は、赤ちゃんを抱いて入って、泣き出したら外に親子で出て行く、泣きやんだら入ってくる。事前に連絡をしたら、傍聴席ではないところで子供さんだけを預かって、お母さんが傍聴するシステムはできないことはないよね。

梶原委員

親子連れの傍聴スペースは、これまでの議論で事務局からの説明を聞いても大変困難であるという状況の中で、どうやって親子連れの傍聴機会を確保するかという観点に立って、大石委員から民間の利用という意見もあったが、他会派の意見にしても、高知県より人口が多い東京都、神奈川県等で2年間で数件程度、だから今しないということではなくて、確保するためには高知県議会として今現実的にできることは、この議会棟のある一定のスペースを使って、託児のスペースを構える。そこに、事前の申し込み等で要望があれば、保育士さん等に来ていただくという作業は実質可能である。事務局で、それをするのにどれだけの費用がかかって、どれだけの準備期間があるのか、それは前向きにやる検討を進めていただければいいと思うが、他会派の皆さんの意見も聞いていただきたいと思う。

- 西森副委員長 公明党として話をして、やはり傍聴席に親子ブースなりをつけることはなかなか無理があるだろうと、そういった結論になった。あと、託児サービス、保育士さんなりに来ていただいて、これは非常にいいやり方だろう。
- ただ、話がちょっとずれるかもしれないが、今回親子という、子育て支援ということだが、そしたら介護を受けている人などはどうなのか、そういったところまで話が進んでいった。親子の傍聴する人だけに特化させる形でいいのかどうか。やるんだったら介護にも対応する、そういうのも考えないといけないのではないだろうかとか、あとは託児サービスということであれば、例えば議会というよりも県庁にお客さんで子供を抱いて来る人がいる。手続をする中で、預けたいとかというのとリンクさせるような形ができないか。しかし、県庁は基礎自治体ではないから、市役所と比べると来る人が少ない。そうすると、市役所などにそういうサービスを作っておいてもらって、議会に傍聴に来る方は、県から何らかの補助が出る形で利用させてもらうことができないとか、そういったところまでいろいろ話が膨らんではいったが、現実的なものとしては、子育てだけのことを考えるということであれば、本来なら介護なんかも考えるべきだろうとは思いますが、託児サービスが一番現実的なのかなとそういう話になった。
- 森田委員長 では、ほかの会派で御意見はあるか。
- 米田委員 この前、親子ブースという話が出ていたが、なかなか技術上困難で、最終的に専門家に話を聞いて厳しい面があるので、この前のこの改革の会で、全国で8つくらい、県庁内あるいは議事堂の中での専用スペース、兼用の部屋をつくって次善の策としてやられている。これは、聴覚に障害のある方の傍聴も含めて体制をとっているのだから、子供の場合もそういう仕組みをぜひつくっていただけたらと思う。二、三日前の本会議の質問戦のときにも、お母さんが連れた子供さんが泣かれていたので、どうしても必要なと思うので、具体的な検討をしていただけたらと思う。
- 坂本委員 親子傍聴席の設置というのは、物理的に困難な面が多いという話であったが、そういった方の傍聴の機会を確保していくためには、一方で先ほどから議論があっている託児サービスがもう一つの代替方法として考えられるということであるから、ぜひそれを具体化していくような形で検討していただきたいと思う。その方法は、一番いい方法をみんなで議論していただけたらと思う。
- 森田委員長 これで、大体の意見は傍聴機会をふやすことには大いに皆さん前向きで、どこでどういうふうな預かり方をするのかというようなことになろうと思う。これは継続して審議していくということで、事務局のほうでどんな預かり方ができるのか部屋を検討し、託児サービスの提供の費用も含めて次回までに検討をすることで預けていいか。
- 吉岡議事課長 次回にはお示しできるように、検討してまいる。
- 西森副委員長 そのときに、先ほど言ったように、例えば県庁とのリンクができるのかどうかとか、そういうところも調べていただければと思う。
- 吉岡議事課長 承知した。なかなか難しい面もあると思うが。

森田委員長 　では、傍聴機会をふやすという方向で皆さんの御意見がまとまったので、どのような形で子供さんを預かるか事務局に深めていただき、次回の議論にしたいと思う。

4. 費用弁償の見直しについて

森田委員長 　次に、費用弁償の見直しについてである。この件については、政務活動費や議員報酬の額についても踏まえた上での議論が必要との御意見があり、全国の状況を調査することとしていた。

それでは、調査の結果について事務局に説明させる。

樫谷総務課長 　2ページの資料2をごらん願う。この資料は、全国都道府県議会議長会において全国の議員報酬等の状況について取りまとめたものである。調査時点は、平成30年4月1日となっている。報酬月額については、現に支給されていた額と、期限を付して減額されていた場合は減額前の本則の額が記載されている。また、期末手当については、支給割合が記載されている。年収欄については、これらの議員報酬の月額、期末手当の支給割合から求められた合計額を記載している。本県については、1,264万5,000円となっている。最下段のほうに全国平均1,359万1,000円と記載しているが、本県はこれに比べて94万6,000円下回っているという状況で、順位については多いほうを一番として全国で39番目となっている。なお、本県より年収が少ない団体が8つあるが、そのうち3つは期限を付して議員報酬を減額している団体となっている。

3ページの資料3をごらん願う。こちらの資料は、政務活動費について全国の状況を取りまとめたものである。調査時点は、同じく平成30年4月1日となっている。会派、議員の交付対象別に議員1人当たりの月額が記載されており、本県は会派と議員の合計で28万円となっている。最下段の枠外に会派と議員の合計額の全国平均34万8,000円と記載しているが、本県はこれを6万8,000円下回り、順位は全国で42番目という状況である。

説明は以上である。

森田委員長 　それでは、先ほどの調査結果を踏まえて、御協議願う。

梶原委員 　この調査資料を、こういうことを調べてくれと要求をされたところが、この資料を見てどういう意見なのか、まず言っていたきたいと思う。

大石委員 　詳細に調べていただいて、ありがとうございます。きょう、詳細に出てきたので、会派に持ち帰って研究させてもらいたいと思う。

米田委員 　この前、費用弁償のことにリンクするという意見も出していただいたが、実費と別の表を見なければならぬ。費用弁償のあり方、これ1枚ではわからない。総合的に見ようというのと、いちいち探さなければならぬが、費用弁償のあり方とセットにできないか。きょうすぐに意見は言えないが、そういう資料ができるのであれば。この前そういう意見だったので。

森田委員長 　次回に協議する余裕があるなら、資料を一目で見えるような形に編集ができるかどうか、事務局に協力をしてもらって。

- 坂本委員 政務活動費が全国で下位にあるから、費用弁償は全国で上位にあっているのかという、あんまりそういう議論には私はなりにくいのではないかと思う。前回、自民党会派なんかも、継続してこれを会派で議論してくるというようなことだったと思うが、もし継続して議論されていることがあれば、御報告いただければと思う。
- 梶原委員 自由民主党としては、費用弁償については定額支給をやめ実費相当分の支給とすることという今回の県民の会、日本共産党からの申し入れ事項については、これまで申し上げたとおり、職務を行うために要する費用には、移動の費用、交通費にとどまらず、諸雑費、個々の議案審議等のための必要な情報や資料を収集整理をするための費用が含まれるということで、この定額部分が必要であるということについては、今回の申し入れ自体には賛同しかねるということは、私たちの会派で意見として出ている。ただ、今高知県議会におけるこの費用弁償の額というものについては、全国的な状況を見ながら、額自体については、今後検討の余地もあるとそういったことになっている。
- 坂本委員 費用弁償については、定額支給という形態は残し、その定額部分の見直しを検討するということか、結論としては。
- 梶原委員 先ほども申し上げたが、委員長が意見交換してくださいと言えば意見交換するが、基本的には委員長の許可のもと発言しているので、突然問われても私は委員長から問われたら答えるので、自民党にその意見を言ってくださいと言っていたら答える。
- 坂本委員 自民党に聞いてください。
- 森田委員長 自民党、どうぞ。
- 梶原委員 形式が、全国的にも実費支給とされているところと、定額に実費を上乗せしているところと、定額であるところとそういったそれぞれの県がある。先ほど申し上げたように、費用弁償の性質上実費ということではなくて、実費というのは交通費ということになるかと思うが、交通費にとどまらず、諸雑費、個々の議案審議に必要な経費が含まれるということで、ある一定定額は必要だということである。その上で、定額に距離の定額加算というような今の状況も踏まえて、どういった見直しができるのかということは、会派の中でも今後検討の余地があるということを意見として、私たちの会派で決まったということである。
- 西森副委員長 費用弁償に関しては、必要であるだろうということである。その中で、費用弁償には交通費も含まれているわけだが、その交通費の部分に関しては、一定の定額プラス交通費という形での支給があってもいいのではないかと、そういう公明党としての結論になる。例えば、具体的にいうと6月28日の資料5、高知県の場合は定額5,000円プラス距離等による加算ということになっているが、定額のもろもろの雑費が必要だろうと。ここの5,000円というのは残した形で、プラス交通費実費、言ってみれば熊本のこういうやり方というのはありなのではないか、そういう考えである。今は、例えば高知市は5,000円、いの町であれば定額の5,000円プラスいの

- 町の自宅からの交通費。
- 森田委員長 定額プラス交通費実費ということ。
- 西森副委員長 そういうことである。それは、言ってみれば高知市に住んでいても、いの町より遠い所から来ている方もいる。そういうことを考えると、そういう考え方のほうがいいのではないか。
- 森田委員長 ほかの会派、御意見をどうぞ。
- 坂本委員 私どもの会派は、あらためて実費支給というような考え方である。
- 米田委員 うちも同じである。
- 大石委員 費用弁償というのが、イコール交通費ではないという考え方を我々も共有するので、その上で調整をするという案を今自民党会派から出されたので、その議論をうちの会派の中でも検討し、自分たちの考え方も整理していきたいと思う。冒頭の費用弁償という考え方については、交通費実費でないということでは共有したいと思う。
- 上田(周)委員 事務局にお願いしたいが、前回の資料を見たら平成27年7月1日現在の表があって、それ以降4年間で香川、徳島、福井、兵庫の4県が定額支給から交通費実費支給に移行しているが、その重立った理由とかは前に説明があったか。
- 榎谷総務課長 前回の議運のこの協議の場において、資料をお示しさせていただいた。
- 森田委員長 大体、話は、定額なしに実費、必要な定額の上に実費、定額の見直しも含めて定額プラス交通費実費という形に分かれるような気がする。なお、まだ協議を継続してもいいという話であるので、各会派にもう一度持ち帰るということで、いかがか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
 なお、きょうの議論を踏まえて、各会派でもう一度調整をしていただくようお願いをして、この件については、次回の議運に送るということをお願いをする。

5. 子育て世代の議員活動を保障する制度について

- 森田委員長 次に、子育て世代の議員活動を保障する制度についてである。
 この件については、欠席事由に育児・看護・介護などを明記している他県の導入経緯や活用状況、また実際に欠席した場合の報酬の減額規定、あるいは育児等による休業に関する議員と職員との差異等について調査することとしていた。
 それでは、調査の結果について事務局に説明させる。
- 榎谷総務課長 4ページの資料4をごらん願う。この資料は、会議規則等に本会議への欠席事由として育児等を明記している都道府県の状況について取りまとめたもので、この9

月に岩手県が取りまとめた調査結果について、追加の聞き取りなどを行いながら整理した資料である。調査時点の違いで、以前にお示しした資料から該当県が2県、岩手県と岐阜県が増加して合計8団体となっている。

説明が前後するが、本県の規定を5ページの表の枠外に参考にお示ししてある。本県の規定は、標準会議規則のとおりとなっており、欠席事由としては「公務、疾病、出産、その他」となっている。枠内の団体については、それぞれについて公務、疾病、出産以外の欠席事由の区分を下線でお示ししている。追加で規定されている欠席事由ごとに団体数をカウントすると、育児が5、介護・看護が8、弔事・葬儀が4、出産補助が7となっている。

次に、導入経緯については、4ページの岩手県、秋田県については女性議員からの申し出により、岐阜県については、政治分野における男女共同参画推進法の制定を契機として、5ページの兵庫県については、議員の議会活動と家庭生活の両立の確保・支援する環境整備、山口県については、国において仕事と介護の両立支援等のための法改正が行われたことにかんがみて、それぞれ導入したとのことである。

利用実績については、東京都が各議員の欠席事由を公表していないため非公開、福岡県が未回答、それ以外は該当なしであった。

6ページの資料5をごらん願う。欠席事由に育児等を明記している、都道府県の報酬の減額規定の状況について取りまとめた資料となっている。ほとんどの県が減額規定なしとなっているが、秋田県については、1つの定例会を全て欠席した場合に、次に出席したときの前月までの議員報酬を2分の1にする、または期末手当を支給にするという規定がある。次のページ、福岡県であるが、連続する2つの定例会とその間の会議を全て欠席した場合に、それ以降の議員報酬を支給せずに期末手当も減額するというような規定が整備されている。減額実績については、秋田県が疾病に伴う事例があったとのことであるが、福岡県については実績なしとのことであった。

8ページ、資料6をごらん願う。この資料は、休暇に関する議員の立場を確認したいとの御意見があったので、議員と職員との相違点について取りまとめた資料である。説明が資料とは前後するが、まず職員については、地方公務員法の規定により「勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」とされており、勤務時間や休暇等が条例や規則で具体的に定められている。休暇等の事由に該当せずに勤務を休むと欠勤となり、給料が減額され、処分の対象にもなってくる。

一方、議員の皆様については、特別職の地方公務員であり、勤務条件に関する地方公務員法の規定は適用されないため、勤務時間等の定めはない。本会議を欠席する手続については、会議規則において「公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。」とされており、欠席事由に「その他」があることから、議員の皆様のご考えに委ねられている部分がある。

次に、欠席・休暇等の期間、報酬・給料の取り扱いである。まず、職員については、事由に応じて休暇等を取得できる日数、期間、給料の減額等の取り扱いがそれぞれ定められており、それに沿って運用がされている。

一方、議員の皆様については、在職期間に応じて議員報酬をお支払いするという制度になっており、欠席した場合に議員報酬を減額するようには、現在はなっていない。

最後に、資料はないが、会議規則への欠席事由の明記以外の施策について御質問が前回あったので、これも他団体が調査をして現在取りまとめ中のものを速報とし

てお聞きしているのです、御紹介させていただく。

まず、岩手県については、出産後間もない女性議員が乳児と一緒に登堂しやすいように、泣き声に配慮をして控室を議場及び委員会室から離れたところに設置する、控室内に授乳スペースを確保するためにパーテーションを設置した、神奈川県については、議員・傍聴者用に託児スペースを設置した、富山県については、議員活動に支障がないように、富山県議会議員旧姓使用取扱要綱を制定した、長野県については、議員が授乳等ができるベビールームを設置、岐阜県については、これからのことではあるが、令和4年度に運用開始となる新議会棟において、授乳室及び多目的トイレを設置する予定といった状況をお聞きしている。

説明は以上である。

森田委員長

では、先ほどの調査結果を踏まえて、御協議願う。

米田委員

先ほどの速報の部分は、もう少し時間がたったら文書化して示してもらえるか。いつ頃できるか。

樫谷総務課長

会議が終わり次第、文書にしたものを皆さんにお配りさせていただく。

米田委員

きょうあすと対象の人はいないが、そういった準備もしておかないといけないという私たちの思いもある。具体的に実施されているところもあるので、そこからも踏まえてもう少し研究、検討をさせていただきたいと思う。

森田委員長

ほかに。

(なし)

森田委員長

それでは、さらに資料をいただいた上で、協議を継続するというところで、いかがか。

(了承)

森田委員長

それでは、そういう結論としたいと思う。次回、資料の提出をいただきながら、さらに協議を深める。

6. 委員会での湯茶の提供の見直しについて

森田委員長

次に、委員会での湯茶の提供の見直しについてである。

この件については、前回の議運での自由民主党会派からの提案を受け、各会派に持ち帰って御検討いただくこととしていたので、順次会派の御意見を伺いたいと思う。

坂本委員

当然、そういうふうな形で進めていただいても結構である。方法としては、前回も少し話したが、ペットボトルを自分で持参する。どうしてもコップへ入れて飲みたい方については、紙コップなどを入り口の所へ構えておく。

米田委員

うちも賛成だが、どういう方法がいいかというのは、みんなで協議していい方法

でやったらいいということで、これという案はない。

大石委員

前回の愛媛県方式、提供なしで持ち込みを認めるということで。

西森副委員長

各自、自分で準備をする。ペットボトルなりを自分で持ってくるということである。

森田委員長

自由民主党から、この前御提案があったとおりで、ほぼ会派の歩調が整ったようであるので、この件については、委員会での湯茶の提供は廃止することとし、各自でペットボトルやマイボトルを持ち込むこととしたいが、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
また、執行部の説明員についても同様とすることで御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
なお、紙コップについては事務局が用意することとしたいので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長

実施時期については、これから開催される次の委員会から適用するというようにしたいと思う。

それでは、本日の協議はこの程度にとどめ、今回結論を見なかった項目については、次回の議運で引き続き御協議願うこととしたいが、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
次回の協議は、12月定例会の招集告示後の議運で行いたいと思うので、御了承願う。

(了 承)

7. その他

森田委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

森田委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を終わる。